

平成 28 年度定期監査(後期)結果報告書

平成 28 年 11 月

港区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 27 年度定期監査（後期）の結果を、同法同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 28 年 11 月 30 日

港区監査委員

高 橋 元 彰

同

徳 重 寛 之

同

井 筒 宣 弘

《目 次》

第 1	監査対象部局及び実施期間	1
第 2	監査の概要	1
1	監査の主な観点	1
2	監査対象施設	2
第 3	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	5

第1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 みなと保健所	平成28年8月30日～9月29日

第2 監査の概要

1 監査の主な観点

(1) 予算の執行について

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行は、適法かつ合理的に行われているか。
- ウ 事務処理は、適正に行われているか。

(2) 収入事務について

- ア 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 徴収・収納事務は、適正に行われているか。

(3) 支出事務について

- ア 支出は、予算目的に沿って行われているか。
- イ 支出の手続きは、適正か。

(4) 現金・金券の取扱い、保管について

- ア 現金・金券の取扱いは、適正に行われているか。
- イ 現金・金券の保管・管理は、適正に行われているか。

(5) 契約事務について

- ア 契約の方法は、適正か。
- イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- ウ 契約は、適正に履行されているか。

(6) 財産管理事務について

- ア 財産の管理は、適切に行われているか。
- イ 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ウ 施設の維持管理は、適切に行われているか。

2 監査対象施設

所 管	名 称
麻布地区総合支所	飯倉保育園、本村保育園、南麻布保育園、麻布保育園
赤坂地区総合支所	青山児童館

第3 監査の結果

予算の執行、収入、支出、現金・金券の取扱い及び保管、契約、財産管理等に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次のような指摘事項と意見事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

1 指摘事項

(1) 事案専決規程に基づく決裁処理の指導について

【企画経営部 企画課】

定期監査（後期）対象部局の平成27年度の支出負担行為に関する事業原議について、副区長専決の事案を課長決裁で処理したもの(2件)、部長専決の事案を課長決裁で処理したもの(16件)が、計18件あった。

支出負担行為を伴う事業原議に関しては、事案専決規程を遵守し適正な決裁処理を行うよう、誤った処理を行った所管課はもとより、全所管部局に対して更なる指導を徹底すべきである。

(2) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【芝地区総合支所 協働推進課】

「港区事案専決規程」では、100万円以上200万円未満の補助金の事業原議は副区長専決とされて

いるが、「安全安心まちづくり補助金（防犯カメラ等維持管理費）」（交付額確定決裁日平成 28 年 4 月 4 日、補助金額 1,245,000 円）、（交付額確定決裁日平成 28 年 4 月 5 日、補助金額 1,205,000 円）に関しては、課長決裁で処理されていた。

組織として事務管理の適正化を図るとともに、総合支所長、課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(3) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【芝地区総合支所 協働推進課】

「港区事案専決規程」では、30 万円以上 100 万円未満の補助金の事業原議は総合支所長専決とされているが、「共同住宅防犯対策助成事業」（交付額確定決裁日平成 28 年 2 月 17 日、助成金額 421,200 円）、（交付額確定決裁日平成 28 年 3 月 29 日、助成金額 307,800 円）に関しては、課長決裁で処理されていた。

課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【麻布地区総合支所 協働推進課】

「港区事案専決規程」では、30 万円以上 100 万円未満の補助金の事業原議は総合支所長専決とされているが、「屋上等緑化工事に伴う助成金」（交付決定決裁日平成 27 年 6 月 15 日、交付額確定決裁日平成 27 年 10 月 20 日、助成金額 996,000 円）、「安全安心まちづくり補助金（防犯カメラ等維持管理費）」（交付決定決裁日平成 28 年 3 月 1 日、交付額確定決裁日平成 28 年 3 月 30 日、補助金額 420,000 円）に関しては、課長決裁で処理されていた。

課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【赤坂地区総合支所 協働推進課】

「港区事案専決規程」では、30 万円以上 100 万円未満の補助金の事業原議は総合支所長専決とされているが、「安全安心まちづくり補助金（防犯カメラ等維持管理費）」（交付決定決裁日平成 28 年 2 月 23 日、交付額確定決裁日平成 28 年 4 月 14 日、補助金額 420,000 円）に関しては、課長決裁で処理されていた。また「保護樹木・樹木の補助事業」（補助金額 786,500 円）に関しても、「港区事案専決規程」では、総合支所長専決とされているが、課長決裁で処理されていた。

課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【高輪地区総合支所 協働推進課】

「港区事案専決規程」では、30 万円以上 100 万円未満の補助金の事業原議は総合支所長専決とされているが、「共同住宅防犯対策助成事業」（交付決定決裁日平成 27 年 7 月 14 日、助成金額 500,000 円）、（交付決定決裁日平成 27 年 7 月 31 日、助成金額 353,700 円）、（交付決定決裁日平成 27 年 7 月

31日、助成金額324,500円)、(交付決定決裁日平成27年8月7日、助成金額421,200円)、(交付決定決裁日平成27年10月16日、助成金額378,000円)に関しては、課長決裁で処理されていた。

課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【芝浦港南地区総合支所 協働推進課】

「港区事案専決規程」では、予定価格500万円以上3,000万円未満の委託料の事業原議は総合支所長専決とされているが、「旧協働会館屋根シート・ネット張替事業委託」(予定金額9,180,000円)に関しては、課長決裁で処理されていた。

課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(8) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【みなと保健所 生活衛生課】

「港区事案専決規程」では、予定価格300万円以上1,000万円未満の備品購入費の事業原議は部長専決とされているが、「リアルタイムPCR一式の購入」(予定金額7,128,000円)に関しては、課長決裁で処理されていた。

課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(9) 支出に係る証拠書類の取扱い等に関する指導について

【会計室】

定期監査(後期)対象部局の平成27年度の支出に係る証拠書類(見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等)において、鉛筆で記載されていたものが7件、納品書等原本を保存していないものが29件、履行等確認日から支出命令書の起票日まで3か月以上かかったものが5件、現金出納簿の記載等の誤りが100か所以上あった。また、備品については、保管場所が未入力又は不明確なものが8件、廃棄手続きがされていないものが5件あった。

会計事務に関しては、これまでも職員の経験年数や職層等に応じた説明会を実施し、適正な事務処理の徹底に取り組んできたと理解しているが、十分な改善には至っていない。

会計書類の適切な作成と迅速な処理について、誤った処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して、更なる指導を徹底すべきである。

(10) 施設の設定点検報告書の確認について

【麻布地区総合支所 管理課】

各いきいきプラザの消防用設備等点検報告書、自家用電気工作物保守業務報告書、機械設備保守点検業務報告書等の各種点検報告書については、平成27年度当初から基本協定で定める点検の翌月10日までに提出されず、平成28年8月に管理課へまとめて提出されていた。

施設の安全管理の観点から、施設の設定点検報告書は、実施した月の月次報告で提出させ確認を

行い、適切な施設管理を徹底すべきである。

2 意見事項

(1) 不適切な調定処理について

【赤坂地区総合支所 協働推進課】

赤坂親善大使キャラクターの無料通信アプリによるキャラクター使用の有償配布については、使用料から振込手数料を差引いた金額で調定処理がされていた。

調定の手続きについては、会計事務規則に基づく適正な処理を行われたい。

(2) 契約書の作成について

【芝地区総合支所 協働推進課】

芝地区総合支所では、「ソーラー式音声ポール保守点検業務委託」（契約金額 194,400 円）について総価契約で契約を締結しているが、契約書の金額欄に契約金額の記載がなく、「総価契約」と記載されていた。

契約書の作成は契約事務の基本であるとともに、契約書は当事者間の合意内容を明記した重要な証拠書類であり、作成に当たっては内容を十分に検討し慎重を期して行われたい。

(3) 警備業務の確認事務について

【赤坂地区総合支所 管理課】

支所庁舎の警備業務日誌は、巡回時に実際の時刻と結果を記載するものであるが、赤坂地区総合支所では、事前に同一の時間と結果を入力した警備業務日誌を印刷し、使用していた。

警備業務日誌は、履行確認の証拠書類であり、施設の安全管理の観点から適正な処理を指導されたい。

(4) 点検結果の確認事務について

【赤坂地区総合支所 管理課】

平成 28 年 3 月 14 日に行われたガス設備定期点検において、4階レストランの業務用自動ガス遮断装置は、取替の推奨を受けていたが、点検報告書を課長まで供覧していなかった。

点検報告書については、施設の安全管理の観点から課長まで確認し、適切な施設管理を徹底されたい。

(5) 消防設備点検結果報告書の消防署への報告について

【赤坂地区総合支所 管理課 青山児童館】

消防用設備等点検結果報告書については、3年に1度消防署に提出しなければならないが、平成 23 年度に提出し、平成 26 年度以降提出されていなかった。

消防法等関係法令に基づく消防用設備等点検結果報告書の消防署への提出については、期限内に適切に行うよう努められたい。

(6) 業務委託の確認事務について

【みなと保健所 生活衛生課】

「設備管理業務委託」では、仕様書で各月の各業務完了確認後、各月払いで支払うとしている。中央監視装置保守においては、報告書が3か月毎にまとめて提出されており、業務完了確認が行われていない月があった。

報告書を確認することは支出処理の前提となるものであり、業務完了の確認を確実にを行うよう努められたい。

(7) 臨時職員の休暇簿について

【みなと保健所 健康推進課】

臨時職員の休暇については、臨時職員休暇簿が作成されず、出勤簿に記録するのみとなっていた。臨時職員の勤務に関しては、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。